

# 外国為替証拠金取引に関する取り決め事項

お客様が当社の外国為替証拠金取引を行うに際して、基本的な取り決めである外国為替証拠金取引約款（以下、「契約約款」という。）の補足的細則である「外国為替証拠金取引に関する取り決め事項」（以下、「取り決め事項」という。）をここに定めます。

## 第1条 外国為替証拠金取引の利用

契約約款に基づいて定められた範囲内において以下の事項にすべて該当する場合のみ、外国為替証拠金取引の利用を認められるものといたします。

- ①お客様が外国為替証拠金取引に係る「契約約款」「取り決め事項」「外国為替証拠金取引説明書（以下、「取引説明書」という。）」その他事前に交付されたすべての書類を熟読し、内容を十分に理解し、当社指定の書面に必要事項を記入したうえで、外国為替証拠金取引の申込みを行い、当社における所定の審査手続を経て承諾された場合
- ②お客様が入力したキー項目が当社によって承認された場合

## 第2条 口座番号、パスワード等の管理

契約約款に基づいて発行される口座番号、パスワード等はお客様の責任において管理され、常にお客様本人が使用するものとし、第三者に開示、貸与若しくは譲渡しないものといたします。お客様の口座番号、パスワード等が第三者に使用され、外国為替証拠金取引が行われたときは、いかなる場合であっても、その結果生じた一切の責任について当社は免責されるものといたします。

## 第3条 外国為替証拠金取引のサービス内容

（1）当社は、取引説明書に定めるところにより、お客様に対して外国為替証拠金取引のサービスを提供するものといたします。

（2）契約約款、取り決め事項、または前項に基づく外国為替証拠金取引についてお客様に提供するサービス内容に関してはお客様に事前に通知することなく、追加、削除、または変更する場合があります。

## 第4条 使用機器及び回線

外国為替証拠金取引は、インターネットを使って行われます。従って、お客様が外国為替証拠金取引を利用する場合にあたっては、当社のホームページ上に掲載した当社が推奨する取引に適した端末機器やモデムとの接続回線、取引に適したソフトウェア並びにインターネット接続会社（プロバイダー）との契約をお客様の責任で準備するものといたします。

## 第5条 外国為替証拠金取引の受付

お客様が外国為替証拠金取引を利用して行う売買注文については、お客様が所定の入力画面において注文内容の入力を行った後、お客様が確定の入力を行い、当社においてその入力の受信を確認した時点で注文の受付が成立したものといたします。

## 第6条 注文の有効期限

（1）FX-Bridge、FXらくだ及びミニ<sup>2</sup>FXは、成行注文を除いた注文の有効期間がすべてGTC扱いです。つまり、発注後にお客様の注文が執行されるまで、またはお客様が当該注文の取消を入力され、当社においてその入力の受信を確認されるまで、当該注文は有効です。

(2) 営業日(土、日、元日を除く)の取引終了時刻とはニューヨーク外為市場午後5時(週末は当社が別途定める時刻)といたします。ただし、ニューヨーク外為市場が休場の場合には東京外為市場午後5時とする場合があります。

#### 第7条 注文の取消・変更

(1) お客様は外国為替証拠金取引を利用して行った売買注文について、未約定注文である場合に限り、取消、変更を行うことができます。

(2) 回線の通信速度、障害または通信環境の変化に起因する受発注の遅延に伴い、前項の取消、変更処理が完了しないことによる損害等について、当社は一切の責任を負いません。

#### 第8条 注文の執行

(1) お客様が外国為替証拠金取引を利用して売買注文を行い、当社が受信確認した後、当該注文は執行されることとなります。

(2) お客様の責任に帰すべき事由によりお客様の意思に反して約定した売買注文について、当社は一切責任を負わないものといたします。

(3) お客様が外国為替証拠金取引を利用して行った売買注文について、以下の事項のいずれかに該当する場合、当社は決済に必要な反対注文以外のすべての注文の執行を行わないものといたします。ただし、当社が必要と認めた場合はこの限りではありません。また売買注文による取引が成立しないことにより生じる損害について、当社は一切その責任を負いません。

①お客様の取引口座の取引証拠金に何らかの事情で不足が生じている場合

②お客様が外国為替証拠金取引を利用して行った売買注文の内容が、法令、事務ガイドライン等その他の諸規則等に反するものであった場合

③その他、当社が不相当と判断した場合

(4) 通常のマーケット環境下においては、原則的に指値どおりの約定となりますが、ビッグ・サプライズとなる重要経済指標の発表時や当局による市場介入時等において、激しい相場変動に見舞われた時、ストップ・ロス・オーダー及び逆指値注文等は、設定価格での約定とならない場合があります。

#### 第9条 売買注文成立の確認

お客様は、売買注文の成立又は不成立を、取引システムの画面を利用して確認できるものといたします。また、お客様は外国為替証拠金取引を利用して売買注文を行った場合には、成立の有無を必ず確認するものといたします。

#### 第10条 スワップ金利の確認

スワップ金利は、ニューヨーク外為市場午後5時日本時間午前7時(米国冬時間)、または午前6時(米国夏時間)にお客様が保有しているポジションに対して授受され、即刻取引口座に加算または減算されます。

#### 第11条 証拠金の入出金

(1) お客様は、外国為替証拠金取引を開始する前に、証拠金を預託していただきます。証拠金の預託先は当社で、三井住友銀行神田駅前支店及びイーバンク銀行ビート支店のくによす・FX株式会社保証金口へ振込みしていただきます。当社が証拠金の着金を確認し、お客様の取引口座に入金処理を完了した時点から、お取引が可能となります。

(2) 入金処理には多少の時間がかかる場合があります、これに起因して発生したお客様の損害につきまして当社は一切の責任を負わないこととします。入金処理等に費やす時間を短縮するため、お客

様が証拠金を当社に送金する際に、お客様のお名前のあとに必ず口座番号を記入していただきますようお願いしております。

(3) お客様の証拠金の出金については、契約約款及び取引説明書によるものとしますが、原則として出金依頼書の受領を以って出金手続きをいたしますが、電話により口座番号、パスワード等のお客様だけしか知り得ない情報を以って本人確認をした後、出金依頼書の受領に代えて出金手続きを完了することもできます。

(4) 出金取消については、当社の営業時間内において電話またはFAXにてお受けします。しかしながら、当社がお客様の取引口座から出金手続きを完了した場合、出金の取消しはできません。

## 第12条 連絡方法

取引に関する通常の連絡方法として、当社がお客様が口座開設申込時に登録した方法で連絡をいたします。

## 第13条 システム障害

(1) 外国為替証拠金取引においてシステム障害が発生し、お客様が外国為替証拠金取引を利用できなくなった場合には、当社がお客様の情報を把握できずお客様の不利益になる場合には、電話での注文の指示はお受けできません。

(2) 当社は取引システム障害発生時に緊急を要する連絡事項がある場合は、ウェブサイト等に告知するよう努めることといたします。

## 第14条 機器の障害

(1) お客様の使用する端末機器及び通信回線に不具合が生じた場合はお客様の責任において復旧することといたします。

(2) 当社がお客様の端末機器及び通信回線に不具合が生じている間の売買注文などの入力時等に発生した不利益については、一切その責任を負わないものといたします。

## 第15条 外国為替証拠金取引の利用の制限及び解除

当社は下記のいずれかに該当する場合に、お客様の外国為替証拠金取引の利用を制限、または解除できるものといたします。

- ①お客様の当社に対する証拠金がなくなった場合
- ②当社が外国為替証拠金取引を廃止した場合

## 第16条 サービス内容の変更

外国為替証拠金取引に関して、取引時間、利用可能な取引方法、単位、証拠金額などのサービス内容やその範囲の追加、削除及び変更については、当社がお客様に対し当社のホームページ上で通知するなどの方法により連絡いたしますが、事前にお客様に通知する事なく追加、削除または変更を行う場合があります。

## 第17条 取り決め事項、契約約款及び取引説明書の訂正と承認

(1) 取り決め事項、契約約款及び取引説明書は関係法令または諸規則等の変更、監督官庁の指示、指導、またはその他必要が生じた時に変更されることがあります。

(2) 取り決め事項、契約約款及び取引説明書の内容が改定された場合、または外国為替証拠金取引に係るサービス内容が変更された場合、当社はその内容を当社のホームページ等で通知するものといたします。

(3) 前項に基づくホームページ等での通知後に、お客様が外国為替証拠金取引のポジションの反

対売買以外のお取引をされた場合においては、取り決め事項、契約約款及び取引説明書の改定、または外国為替証拠金取引に係るサービス内容の変更を承認されたものといたします。

(4) 当社は最新の取り決め事項、契約約款及び取引説明書の全文を当社のホームページ等に掲示することといたします。

#### 第18条 外国為替証拠金取引に関する取引残高報告書等書類の閲覧

(1) 当社からお客様への取引内容等の報告はお客様の取引システム画面の中若しくはお客様専用の確認画面の中で行うものといたします。

(2) お客様への報告の記載内容等に不審な点がある場合、お客様は取引日から1ヶ月以内に当社に連絡をするものといたします。

#### 第19条 外国為替証拠金取引内容等の確認

(1) 外国為替証拠金取引を利用した売買注文の内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容を以って、処理するものといたします。

(2) 前項の両者間における売買に関する疑義発生時はもとより、当社は着信または発信を問わずすべての電話の会話を録音し、必要に応じて会話の内容を検証できる体制を整えております。

#### 第20条 取得情報の個人利用

お客様は、外国為替証拠金取引を利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものといたします。

#### 第21条 その他

取り決め事項に定めのない事項または、取り決め事項の履行につき疑義を生じた場合は、契約約款及び関係法令等に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものといたします。

#### 外国為替証拠金取引に関する取り決め事項改定記録

平成18年10月1日制定

平成19年10月10日改定

平成20年3月11日改定

平成21年5月1日改定

平成21年6月22日改定

平成21年7月6日改定

平成21年7月29日改定